

令和3年度騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会  
(第2回) 議事録

【日時】 令和3年9月3日(金) 13:00-14:45

【会場】 Web 会議 ※YouTube でライブ発信

【出席者】(五十音順) ◎座長

井上 保雄 (株)アイ・エヌ・シー・エンジニアリング 技監  
塚本 浩子 川崎市環境局環境対策部環境保全課 課長補佐  
※千室 麻由子委員(川崎市環境局環境対策部環境保全課長)の代理出席  
久田 浩一 名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課長  
森下 達哉 東海大学 教授  
◎矢野 隆 熊本大学 名誉教授  
横島 潤紀 神奈川県環境科学センター 副技監

(オブザーバー)

松本 崇 経済産業省製造産業局産業機械課 課長補佐  
宮下 晃一 同 係長  
中村 克彦 (一社)日本産業機械工業会産業機械第1部風水力機械課  
泉谷 清宣 コベルコ・コンプレッサー(株)技術部オイルフリー室長

環境省 大気生活環境室 鈴木企画官、稲熊、佐藤、平山

事務局 (公社)日本騒音制御工学会 内田、牧野、森長、鴨志田、石橋、松島

【議事次第】

1 開会

2 議題

- (1) 騒音規制法における空気圧縮機に係る規制見直し検討について
  - ① 空気圧縮機の騒音に係る情報収集結果等について
  - ② 騒音規制法における空気圧縮機に係る規制見直しの方向性について(中間報告(案))
- (2) 振動規制法における圧縮機に係る規制見直し検討について
  - ① 圧縮機の振動に係る情報収集結果等について
  - ② 振動規制法における圧縮機に係る規制見直しの方向性について(中間報告(案))
- (3) 実測調査の方法について
- (4) 今後のスケジュールについて
- (5) その他

3 閉会

## 【議事概要】

### 第1回検討会での御質問事項への回答

資料1について環境省から説明があり、その後以下の議論があった。

**横島委員** 第二次答申の選定要件にある騒音が機器から1mで屋内80dB、屋外70dBという考え方は現時点でも変わらない前提ということによいか。最近では苦情の質が変わってきており、低い騒音レベルでの苦情が増えているようにも感じている。

**環境省（鈴木）** 騒音規制法が制定された約50年前とは世の中も変わり、特定施設以外に関する苦情や近隣騒音等いろいろな苦情も増えていたり、また、マンションも増える等、家の建ち方・防音性能等も変わってきていると承知しているところ。一方で、騒音規制法全体の中での規制をどのようにしていくべきかは大きな話であり、長い目で見ていく宿題と認識している。

**横島委員** 騒音と振動セットの苦情のうち、振動の苦情をついでに言っているのがどのくらいあるか分析できるか。

**環境省（鈴木）** 現時点で収集しているデータでは、そこまで分析できない。

### 議題1 騒音規制法における空気圧縮機に係る規制見直し検討について

資料2-1、2-2及び坂本委員から事前に提出された意見について環境省から説明があり、その後以下の議論があった。

**井上委員** 平成17年度のデータを見ると、機器から1mでの騒音レベルのバラツキが大きい。

今回測定する際には、周辺の状態をしっかりと記録しておくが良い。

騒音ラベリングは、1社もしていないということか。

**環境省（鈴木）** 騒音ラベリングについて（一社）日本産業機械工業会にヒアリングした結果、1社が準備中で、導入されているところはまだ無いとのことであった。

今年の秋の実測調査については、周囲の状況等にも気をつけて実施したい。全ての施設を全停止した上で、対象施設だけを稼働していただければ理想的だが、実際の操業下でどこまで協力が得られるかというところかなり厳しいと考えられる。委員の皆様のアドバイスもいただき、例えばモデル計算と比較する等、類推を加えながら検討できれば良いと考えている。

**森下委員** 資料2-1 P5の図2を見ると、カタログ値56dBの空気圧縮機で最も苦情が多く、全体的にカタログ値が小さいものの方が苦情の原因となっているように見える。このデータを基にどのようなものを規制対象から外していくことになるのか、考え方を改めて確認したい。

**環境省（鈴木）** 図2は、空気圧縮機に係る騒音苦情1,944件のうち、カタログ値がわかった102件（全体の約5%）を整理した結果であり、苦情全体についての分布を反映したものにはなっていない。そのため、ここで言えることとしては、カタログ値56dBの空気圧縮機が苦情の原因になっている割合が高いということではなく、カタログ値52dBの空気圧縮機でも苦情の原因となっている例があるということと理解している。今回の検討の基本的な考え方として、騒音苦情の原因となる蓋然性の高いものを規制対象から外すのは適切ではないが、例えば、外で遊んでいる子供の声が苦情の対象となる場合があるように、人によって感じ方は異なり、同じ人でも状況によって感じ方が異なってくるであろうことを考慮すると、苦情が全く出なくなるレベルとすることも難しいと考えている。また、同じ機器でも点音源として考えた場合に距離

が1mから10mになると騒音が20dB低下することも考えると、苦情の原因となりうるものに対して地方公共団体が指導できることを担保することは必要とも考えられる。もし多くの人にとってこの程度であれば許容できるのではないかというコンセンサスが得られるレベルがあれば、そこで線引きすることもできるのではないか。そういう意味で、今後地方公共団体にもヒアリングしながら、妥当な線を見つけていきたい。

**森下委員** 同じ機械でも設置の仕方によって騒音の大きさが変わる。坂本委員のご指摘のとおりメンテナンス、設置の啓発を担保することが現時点では大事だと考えている。

**横島委員** 図2について、カタログ値で整理されているが、敷地境界での実測データはあるか。

**環境省（鈴木）** 図2の基となった苦情に関する調査では敷地境界等での実測データを集めておらず、把握していない。

**横島委員** 推測だが、56dBのカタログ値の機器は、敷地境界近くに設置されたケースが多く、カタログ値が大きい機器は、屋内に設置されているケースが多いということではないだろうか。この分析だけからは何が見えるか、難しいと感じた。

**矢野座長** 平成17年度の実測調査では、敷地境界でも測定していたと思う。

**環境省（鈴木）** 平成17年度の実測調査は、必ずしも苦情のあった施設で実施したものではないため、敷地境界での騒音レベルと苦情との関係を見るのに使えるデータはほとんどないと考えられる。

## 議題2 振動規制法における圧縮機に係る規制見直し検討について

資料3-1、3-2について環境省から説明があり、その後以下の議論があった。

**井上委員** 圧縮方式ごとに振動レベルを整理してみるのはいい方法だと考える。カタログ値を見ても往復式の方が振動は大きい。また、個人的にも回転式の圧縮機が問題となったという認識がない。データをたくさん取り、圧縮機の方式に着目するとうまくまとまりそうに思う。なお、振動レベルの大小は基礎の状況等の要因が大きいことを考えると、機器ごとのラベリングで考えるのは難しいのではないかと思う。

**横島委員** 資料3-2の「3 規制見直し検討の今後の方向性」の2つ目の項目に、「機器が持つ加振力（振動を引き起こす力）を測定するための一般的な共通する測定方法・条件が定められていないこと」という記載があるが、これが低振動化の取組に該当するののかという違和感がある。

**環境省（鈴木）** 御指摘のとおりすわりが悪いとは思いつつ、情報収集・整理した結果をまとめてここに記載しており、この後の「等のように、低振動化の取組が進んでいること「等」が確認された。」の「等」に含む形で記載している。資料2-2の騒音の同様の記載には「等」を入れていないが、振動ではこの内容があるので、あえて「等」を入れている。

**横島委員** 確かに「等」が入っているので、これでも良いと思えないこともないが、この4つが横並びになっているのは違和感がある。ところで、資料3-1の「2(2)苦情の原因となっている機器のカタログ値」の表2で5番と6番の68 $\mu$ mと90 $\mu$ mは、設置する際の安全側の確認のために書いたカタログ値と考えてよいか。

**井上委員** 確かにこれはよく分からず違和感がある。

横島委員 これは地盤の振動ではなく、設置する際にパネルの全面にどれくらい隙間を取ればよいかの目安ではないか。

井上委員 何かの許容値なのかも知れないが、この表では5番と6番は不要だと思う。

環境省(鈴木) 記載不要との御指摘があれば削除したい。

矢野座長 (一社)日本産業機械工業会から意見はないか。

中村オブザーバー 違和感があるということであれば削除していただいても問題はないと思う。

矢野座長 この値をカタログに入れているのは、何故か。

中村オブザーバー 確認したい。

矢野座長 加えて1点提案したい。(一社)日本産業機械工業会では、機器の点検や安全な使用のためのリーフレットが作成されているが、このリーフレットに設置する際の注意等を充実させることはできないか。これまでは、届出の際に自治体から指導されることによって適切な場所に設置されるなどされていたが、リーフレットでも併せて啓蒙が行われれば良いと考える。

中村オブザーバー リーフレットの改訂は定期的に行っているので、いただいた御意見を圧縮機の委員会に報告し、今後の改訂の際の検討材料とさせていただきたい。

矢野座長 よろしくお願ひしたい。ここまで、騒音規制法における空気圧縮機、振動規制法における圧縮機に係る規制見直しの方向性について、環境省の説明及び委員等に御審議いただいた。これまでの審議内容を踏まえて事務局と相談の上で必要な修正等を加え、中間報告案の内容としたい。

### 議題3 実測調査の方法について

資料4-1、4-2について環境省から説明があり、その後以下の議論があった。

環境省(鈴木) 若干補足させていただくと、資料4-1、4-2の測定方法案は、横島委員、井上委員、事務局(内田氏)に御相談させていただきながら作成した上で、本日御欠席の坂本委員にも御意見を伺ったものとなっている。

矢野座長 あらかじめ専門家の御意見も伺って取りまとめたものとのことであるが、追加で御質問・御提案などあるか。

久田委員(名古屋市) 測定条件に、稼働が安定した時から測定を開始するとなっているが、稼働開始時に大きな騒音が出る場合、それが苦情になることも考えられる。参考に稼働開始時の騒音を記録することとしてはいかがか。例えば  $L_{A,max}$  だけでもよいと思う。

環境省(鈴木) 現在の案では、稼働中に10分測定、停止して10分測定といった測定を考えているが、そこからさらに立上げを行って不安定時の測定を行うとなると事業者の協力を得るのが難しいことも考えられる。

久田委員(名古屋市) 停止している機器を稼働させて測定する場合など、可能な範囲で測定できないかという提案である。

環境省(鈴木) 可能な範囲でとの主旨で了解。検討したい。

塚本氏(川崎市) 実測調査の方法において、可能であれば施設全体を止めて測定するとされているが、現実的には難しいのが実感である。現在、環境省からの依頼を受けて調査に協力してもらえぬ施設を探しているが、なかなか難しく苦慮しているところ。

#### 議題4 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについて資料5に基づき環境省から説明があった。

#### 議題5 その他

次回は12月頃に開催予定。

(以上)